



令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【地域包括支援センター 一般事務職員】

高松市では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員（地域包括支援センター一般事務職員）を、次のとおり募集します。

(この募集内容は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。)

1 募集の内容

人 数	3人程度
職 務 内 容	パソコンによる文書作成・計算事務、相談・受付などの窓口業務及びその他地域包括支援センター業務に従事します。
応 募 資 格	市民に対する窓口業務を遂行する能力があること。 パソコン操作ができること。 普通自動車免許（A T限定含む。）を有し、普通自動車を運転することができるこ。
採 用 日	令和8年4月1日
任用期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤 務 時 間	原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分の週38.75時間（フルタイム勤務） ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給 与 等	・本給 224,100円（地域手当を別途支給。） ※別途、本市規程に基づき退職手当及び交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6月と12月（最大2.325か月分×2回） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険を加入します。 (任用後6ヶ月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後12ヶ月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。)
災 害 补 償	労災保険が適用されます。（任用後12ヶ月経過後は地方公務員災害補償法が適用されます。）
勤 務 場 所	高松市地域包括支援センター（桜町）及びサブセンター（市内5か所）のいずれかに配属されます。（任用期間途中に配属変更の場合有り）
休 暇 等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■次の事項のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市ホームページ「もっと高松」(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) から
パソコン・スマートフォンなどで、受付期間中24時間いつでも申込できます。



高松市地域包括支援センター 会計年度任用職員

検索

2 申込手続

受付期間	令和8年1月24日（土）～1月30日（金）
申込方法	<p>インターネットのみ（郵送及び持参での申込みは、受け付けておりません。） パソコンや携帯電話等をお持ちでない方については、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。</p> <p>高松市地域包括支援センター会計年度任用職員募集サイトの申込みフォームから、お申込みください。</p> <p>募集サイトは、次の①、②又は二次元バーコードのいずれかの方法でアクセスしてください。</p> <p>① 高松市ホームページ「もっと高松」から、次の順にリンクをクリックしてください。 [暮らしの情報]>>[市の取組み]>>[職員採用]>>[会計年度任用職員の募集等について]>></p> <p>② 検索サイトで、「高松市地域包括支援センター 会計年度任用職員」のキーワードで検索してください。</p> <p>※インターネットによる申込みの際に、<u>運転免許証の写真（画像）</u>ファイルが必要になります。</p> 
問い合わせ・申込先	高松市地域包括支援センター 総務係 TEL (087)839-2811 〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号 高松市保健センター1階

3 選考方法及び日程について

	選考方法	日程（※詳細は別途通知致します。）	選考結果の発表
第一次選考	書類選考		一次選考結果は郵送します。
第二次選考	面接選考 実技（Word・Excel）	令和8年2月18日（水）（予定）	二次選考後20日以内 (予定)

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。
- ・1会計年度内の任用となります。勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。（4会計年度の範囲内）
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。